別表1 (要綱第2条、第3条関係)

経費区分	1	補助対象経費	2 補助基準額
運営費	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	職員俸給賃金 職法 厚報 大學 不過 一個	各月初日在籍障害者 1人当たり(月額) 74,000円×延人員数
管理費	1 2 3 4 5	固定資産物品費 備品費 修繕費 借上料 減価償却費	1 センター当たり (年額) 1,100,000円 (庫害福祉サービス事業を実施する事業所において発達障害者を受入れ、一体的にサービスを提供する場合は対象外。

- 1. センターの「運営費」および「管理費」について、センター全体で各月の初日における在籍障害者数が5人に満たない場合は、補助対象とならない。
- 2. センターの「管理費」について、運営月数が12ヶ月に満たない場合は、上記基準額を12で除して得た額に運営月数を乗じて得た額とする。ただし、運営日数が1か月に満たない月は運営月数に含めない(千円未満切捨)。
- 3. 「管理費」にかかる各市町ごとの負担額については、センター全体の延人員に占める当該市町からの利用者の延人員で按分するものとする(千円未満切捨)。なお、端数切捨により各市町の算定額の合計が上記基準額に満たない場合は、所在市町の算定額において調整するものとする。